

## 財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和4年度監査を、石川県監査委員監査基準（令和2年石川県監査委員告示第1号）に準拠し実施したので、その結果を下記のとおり公表する。

令和4年11月8日

石川県監査委員	善田善彦
同	川裕一郎
同	山本次作
同	奥村豊美

### 記

#### 1 監査の対象

地方自治法第199条第7項に規定する令和3年度の補助金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（以下「財政的援助等に係る出納その他の事務の執行」という。）を対象とした。

#### 2 監査の着眼点（評価項目）

監査に当たっては、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかといった観点から実施した。

#### 3 監査の実施内容

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査を実施した。

#### 4 監査の結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、上記のとおり監査した限りにおいて、監査対象団体毎の監査結果は、次のとおりである。

監査対象団体	監査実施年月日	監査の結果
社会福祉法人 徳充会	令和4年10月13日	財政的援助等に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
医療法人 松原会	〃	〃
北陸エアターミナルビル株式会社	令和4年10月18日	〃
学校法人 七尾鵬学園	令和4年10月20日	〃
七尾海陸運送株式会社	〃	〃
株式会社岸グリーンサービス	令和4年10月28日	〃
公益財団法人 木場潟公園協会	〃	〃
北鉄加賀バス株式会社	〃	〃